

富 山 県 中 央 植 物 園

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和 8 年 8 月

富山県農林水産部森林政策課

目 次

A	公の施設に関する事項	
1	施設概要	2
B	募集に関する事項	
1	募集の趣旨	3
2	条件等	
(1)	申請資格	3
(2)	指定管理者が行う業務の範囲・内容	4
(3)	管理の基準	6
(4)	指定期間	7
(5)	県が支出する指定管理料の上限	7
(6)	利用料金制度について	9
(7)	指定管理者と県とのリスク（役割）分担	9
(8)	管理の業務の実施にともなって生ずる権利の帰属について	10
(9)	定期報告書の提出	10
(10)	事業報告書の提出	11
(11)	事業評価	11
(12)	現在の指定管理者の職員の雇用の提案について	11
(13)	県からの派遣職員について	12
(14)	県による調査・指示等	12
(15)	県による指定管理者に対する評価	12
(16)	監査委員及び包括外部監査人による監査	12
(17)	施設管理の継続が適当でない場合における措置	13
(18)	自主事業の実施	13
3	応募・選定手続き	
(1)	募集	13
(2)	申請方法	13
(3)	質疑応答	15
(4)	現地説明会の開催	15
(5)	審査方法及び審査基準	16
C	指定管理者の指定及び協定の締結	
(1)	指定管理者の指定	18
(2)	協定の締結	18
D	その他	
(1)	スケジュール	19
(2)	その他留意事項	19
(3)	配布資料	19
	問い合わせ先	20
	様式・図面・資料	21～42

富山県中央植物園指定管理者募集要項

A 公の施設に関する事項

1 施設概要

(1) 名称

富山県中央植物園

(2) 所在地

富山市婦中町上轡田 4 2

(3) 設置目的・管理運営方針等

本県では、花と緑の地域づくりの一環として、「富山県植物公園構想」(別添「富山県植物公園について(中間報告)」を参照)に基づき、県民が植物を学び、植物と人間とのかかわりあいを考え、花と緑に親しみ、憩い、楽しみながら緑化の普及や自然保護の重要性が認識できるシンボル施設として、「富山県中央植物園」(以下「中央植物園」という。)と県内各地の「専門植物園」がネットワーク化することにより、全体としてひとつの総合的な植物園を形成する「植物公園ネットワーク」を推進しています。

植物公園ネットワークの中核となる中央植物園は、平成元年度から整備を進め、平成5年10月に屋外展示園を部分開園し、その後、展示温室やサンライトホール、さらに中国雲南省の植物と石林の石を配した雲南コーナー等の整備を行い、平成8年4月に日本海側初の総合的な植物園として全面開園しました。

中央植物園の基本的な性格は、次のとおりです。

① 富山県植物公園ネットワークの中核施設

本県には、県下の優れた植生地や公園施設等を活用して、それぞれ特色を持つ専門植物園が各地に配置されており、これらをネットワーク化し、全体として一つの植物公園を形成する「富山県植物公園ネットワーク」の中核施設として機能します。

② 総合植物園

日本海側特有の植物、特に野生種を主体に、国内外の植物学上価値のある植物を収集展示し、植物に関する専門機関としての機能と、植物を学びながら憩い楽しむことのできる公園的な機能を併せ持つ、総合的な植物園とします。

以上の基本的な性格を総合的に勘案し、利用者に信頼される活動と、利用者の視点にたって、利用しやすく親しみの持たれる運営を基本とします。

(4) 施設の概要

敷地面積 24.5 ha に次の施設が配置されています。

① 屋外展示園

日本の植物ゾーン、世界の植物ゾーン、花のプロムナード

② 展示温・冷室

熱帯雨林植物室、ラン温室、熱帯果樹室、高山・絶滅危惧植物室、雲南温室

- ③ バックヤード
栽培温・冷室、圃場
- ④ 管理施設等
サンライトホール、ドリアスホール、管理研修棟、作業棟、ペレットボイラー室、駐車場等
※詳細は、別紙（下記一覧）のとおり
 - ・「中央植物園敷地面積調書」
 - ・「中央植物園植物一覧」
 - ・「中央植物園建築物一覧」
 - ・「中央植物園主要施設一覧」

（５）設備・備品等の内容

- ① 設 備 ※詳細は、別紙「中央植物園設備一覧」のとおり
- ② 備 品 ※詳細は、別紙「中央植物園備品一覧」のとおり
- ③ 美術品 ※詳細は、別紙「中央植物園美術品一覧」のとおり

（６）利用状況等

過去の入園者数及び入園料金収入

年 度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
利用者数	111,657 人	120,425 人	121,988 人
入園料金収入	13,639 千円	15,838 千円	19,715 千円

B 募集に関する事項

1 募集の趣旨

中央植物園の住民サービスの向上及び効率的な管理運営を図るため、「富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年富山県条例第 4 号）」（以下「手續条例」という。）に基づいて、指定管理候補者の選定のための公募を行います。

2 条件等

（１）申請資格（指定管理者に求める資格・要件）

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体であることとします。

- ① 法人等の団体であること
（法人格の有無は問いません。個人による申請はできません。）
- ② 申請する法人等及びその役員（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者。以下同じ。）が次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者又は会社更生法若しくは民事再生法に基づく更生若しくは再生手続中の者
 - イ 県税を滞納している者
 - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいず

れかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

エ 本県における指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な委託額の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために談合した者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算し2年を経過しない者

③ 申請する法人等の役員に、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者がいないこと。

④ 手続条例第6条の規定による指定管理候補者として選定しない法人等に該当しないこと。

⑤ 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領の排除措置の該当事項に該当しないこと。

⑥ 富山県内に事務所（注）を置くものであること（指定期間の開始日から1か月前までに設置すること。）。

注）ここでいう事務所とは、地方税法上の事務所又は事業所（自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう。なお、人的設備とは事業に対し労務を提供することにより事業活動に従事する自然人をいう。）であり、富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）第62条第1項の規定により富山県総合県税事務所に対して「法人設立等申告書」が提出されているものであることとします（新たに事務所を設ける場合は、事務所設立後に同条に基づいて提出すること。）。

なお、事務所の設立時期については、「指定期間の開始日から1か月前までに設立すること」とします。

⑦ 消防法（昭和23年法律第186号）に基づく危険物乙種第4類及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づくボイラー2級の有資格者を配置（若しくは当該資格者を雇用している法人等に委託）できるものであること。

- ・上記の資格・要件については、申請の時点から満たす必要があります。さらに、指定管理者として指定された場合は、その指定期間の満了時まで継続して満たす必要があります。
- ・また、申請者が各資格要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。
- ・共同体で申請する場合は、上記要件のうち①から⑥までについては、共同体の全ての構成員が満たす必要があります。

（2）指定管理者が行う業務の範囲・内容

業務の範囲と内容は、次のとおりとします。詳細については、別添「中央植物園の維持管理等業務の内容及びその仕様」のとおりです。

下記業務のうち②から⑤までに係る業務の執行にあたっては、県が配置する富山

県中央植物園長（以下「園長」という。）と連携をとりながらその指示に従って業務を進めていただきます。

- ① 中央植物園の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - ア 建物、施設等の維持・清掃等の管理
 - イ 園内の設備の保守管理
 - ② 植物及び植物に関する資料の収集、保存及び展示に関する業務
 - ア 植物に関する標本、文献等の収集及びデータベース化
 - イ 植物の収集及びデータベース化
 - ウ 展示植物等の栽培管理及び展示
 - エ 圃場・栽培温・冷室の植物栽培管理と運営計画
 - ③ 植物に関する専門的な調査研究に関する業務
 - ア 本県の植物相と植生に関する調査・研究
 - イ 絶滅危惧植物の実態調査及び保全に関する研究
 - ウ 収集植物の特性評価と利用に関する研究
 - ④ 植物に関する講演会、講習会、研究会等の開催に関する業務
 - ア 常設展示、企画展示等の各種催事に関する企画、立案、実施
 - ⑤ 中央植物園及び植物展示施設の利用の増進を図るために必要な連絡調整、技術指導、情報提供等に関する業務
 - ア 教育、普及に関する業務
 - i) 各種報告書等の出版による普及活動及び広報、PR活動
 - ii) 植物相談及び研修生、実習生等の受け入れの対応
 - イ 植物公園ネットワーク（富山県植物公園連絡協議会）に関する業務
 - i) 富山県植物公園連絡協議会の運営
 - ii) 専門植物園等に対する助言・指導
 - ウ 国内外の植物園との交流に関する業務
 - i) 日本植物園協会との連携
 - ii) 国内外の植物園との情報交換
 - エ 「富山県中央植物園友の会」の事務局の運営に関する業務
 - ⑥ 富山県植物公園条例（平成5年富山県条例第54号）第8条第1項の規定による利用の承認に関する業務
 - ⑦ 富山県植物公園条例第9条第1項に規定する利用料金の徴収に関する業務
 - ⑧ その他必要な業務
 - ア 入園者への安全対策等の実施
 - イ 災害時等の緊急対応
 - ウ 園内の飲食施設及び便益施設（自動販売機等）の管理
 - エ 園内自動車の運行等の利用者サービス
 - オ 園内の受動喫煙防止対策の実施
- ・指定管理者の業務については、当募集要項に示す内容及び申請者から提案のあった内容に基づき、富山県（以下「県」という。）と指定管理者と協議のうえ決定し協定を締結することとします。

（第三者への再委託）

- ・管理に係る業務を一括して第三者へ委託することはできませんが、警備、清掃、

機械設備のメンテナンス等、個々の業務を部分的に第三者へ再委託することは妨げません。ただし、あらかじめ書面による富山県知事（以下「知事」という。）の承認が必要となります。

（法令等の規制及び国・県等の指針・計画等）

- ・説明会において必要な資料を配布し、説明します。

（３）管理の基準

① 休園日

中央植物園の休園日は、次に掲げる日とします。

ア 木曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に当たる場合を除く。）

イ 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日までの日

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休園日以外の日に休園し、又は休園日に開園することができます。

② 開園時間

中央植物園の開園時間は、午前 9 時から午後 5 時まで（1 月 5 日から 1 月 31 日まで及び 11 月 1 日から 12 月 27 日までの期間にあつては、午前 9 時から午後 4 時 30 分まで）とします。なお、入園は、午後 4 時 30 分まで（1 月 5 日から 1 月 31 日まで及び 11 月 1 日から 12 月 27 日までの期間にあつては、午後 4 時）とします。

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、これを臨時に変更することができます。

③ 特別開園

特別開園は、②で定める開園時間外に、次に掲げる催事を夜間に開催することとします。

ア サクラ観賞

- ・夜桜の観賞 2 日間

イ 特別植物観察

- ・夜間の植物観察 2 日間

④ 管理の基準に関する提案について

- ・上記①、②及び③で定める管理の基準を上回る基準（開園時間の延長等）で公の施設を管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。この場合、提出いただく資料（事業計画書等）は、提案いただいた管理の基準で管理することを前提に作成してください。
- ・ただし、この場合においても当該公の施設の管理にかかる経費（以下「指定管理料」という。）は、(5)で定める指定管理料の上限の範囲内とします。
- ・また、上記①、②及び③で定める管理の基準で管理した場合の経費を併せて提出してください。

※ 参考（現在の指定管理者が実施している管理の基準を上回る提案の内容）

区 分	催 事 名	基準を含む実施内容
特別開園	さくらまつり (2 日増)	サクラ満開日 4 日間 開園時間を午後 9 時 30 分まで延長

	夕涼み植物園 (必要に応じて増)	3 日間 午後 6 時 00 分から午後 9 時まで
臨時開園	4 月～ゴールデンウィーク、 お盆期間中（純増）	休園日を臨時開園

⑤ 法令等の遵守

- ア 施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。
- イ 中央植物園の次に掲げる植物等について、譲渡、交換、処分等を行う必要が生じた場合は、事前に園長に報告し、その指示に従わなければなりません。
- ・ 植物園で栽培管理する全ての植物（落下した果実、枯損株等を含む。）
 - ・ 植物の栽培管理に伴い生じた幹、枝、葉などの植物体又はその一部
 - ・ 収集、調査研究活動等で得られる植物又は植物標本等の資料
- ウ 指定管理者は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる必要があります。
- エ 指定管理者は、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号）に基づき、情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努める必要があります。
- オ 指定管理者は、富山県行政手続条例（平成 7 年富山県条例第 1 号）については、行政庁と同等の規定の適用を受けることとなります。
- カ 手続条例第 12 条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らすこと又は不当な目的に使用することはできません。

⑥ 帳簿書類の保存

- ア 指定管理者が作成した施設の管理に係る帳簿書類は、その年度終了後、5 年間保存するものとします。

⑦ その他

- ア 自然災害、人為災害、事故及び自らが原因者・発生源になった場合等のあらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態には、遅滞なく適切な措置を講じたうえ、県をはじめ関係機関に通報してください。
- こうした事態に適切に対応するため、あらかじめ危機管理体制を構築するとともに、対応マニュアルを作成し、災害時等の対応について随時訓練を行ってください。
- イ 施設の管理に当っては、電気やボイラー等の効率的な利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）などの環境配慮を行なってください。

（４）指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで（3 年間）

（５）県が支出する指定管理料の上限

① 指定管理料の上限

年 度	令和 9 年度から 11 年度の合計額
指定管理料の上限額	1, 0 5 1, 6 9 5 千円

- ・ 申請にあたっては、上記の上限額の範囲内で年度毎に指定管理料を提案して

ください。

- ・指定管理料は、県議会の議決を経て確定するため、提案額が必ずしも保証されるものではありません。
- ・県は、指定管理者を指定する際に、提案のあった指定管理料の額に基づき当該指定管理候補予定者と協議のうえ、予算の範囲内で、年度ごとの指定管理料の額を定めます。
- ・上記指定管理料の上限には公の施設に係る修繕費及び備品購入費は含みません。（修繕費及び備品購入費の取扱いについては「③留意事項」参照）
- ・上記の指定管理料の上限は管理に要する経費の総額から、利用料金収入見込額を控除（相殺）した額となっています。

（参考）管理に係る経費

	令和9年度から11年度の合計額
指定管理料の上限額	1,051,695千円
利用料金収入見込額	57,738千円
管理に係る経費	1,109,433千円

（参考）過去3年間の管理経費

年 度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
管理経費	344,466 千円	346,423 千円	358,198 千円
内 訳	運営・事業費	56,031 千円	57,415 千円
	再委託費	111,877 千円	108,417 千円
	光熱水費	49,464 千円	50,721 千円
	人 件 費	127,094 千円	129,870 千円

② 指定管理料の支払方法

- ・年間の指定管理料の支払いは、提案された指定管理料の額に基づき、次のとおり4回に分けて支払います。
- ・4回目の支払いは、事業報告書等により業務が適正に履行されたことを確認した後に支払います。

月	4 月	10 月	1 月	4～5 月
支出額	年度の委託額の 50%	20%	20%	10%

- ・指定管理料は、精算する必要がありません。

③ 留意事項

- ・指定期間における指定管理料は、原則として、増額しません。ただし、災害や施設運営に重大な影響を与えるような物価変動など、不測の事態が生じた場合は、県と指定管理者が協議して対応を決定します。
- ・指定管理料の支払方法等については、別途県と指定管理者とで締結する協定書で取り決めます。（「C 指定管理者の指定及び協定の締結」を参照）

（修繕について）

- ・指定管理者が管理する公の施設に係る修繕のうち、1件100万円未満の修繕については、次に掲げる修繕費の上限額の範囲内で指定管理者が行うこととします。

(修繕費の上限額)

(単位：千円)

年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
上限額	3,365	3,365	3,365

- ・修繕にかかる費用については、四半期毎に指定管理者の請求を受けて精算払によって支払います。修繕費と指定管理料、備品購入費の費用区分をまたいで支出することはできません。
- ・1 件 100 万円以上の修繕については、県で執行することとします。ただし、安全管理上緊急を要するもの等、指定管理者が行った方が適切な対応が可能となるものについては、協議のうえ、指定管理者が行うことがあります。その場合は、県が経費を負担します。

(参考) 過去 3 年間の修繕の件数(1 件 100 万円未満) (単位：件・千円)

年 度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
件 数	26	21	20
支出額	3,178	3,204	3,195
主な修繕内容	・栽培冷室天窓の駆動減速機修繕 ・ペレットボイラー燃焼炉内耐火物修繕 ・地下オイルタンクレベル計修繕	・栽培雲南 B 温室三方弁修繕 ・熱帯雨林植物室池循環ポンプ修繕 ・非常用放送用蓄電池修繕	・雑用水ポンプ制御機修繕 ・展示棟ボイラー温水配管修繕 ・東男子トイレ小便器自動洗浄器修繕

(6) 利用料金制度について

- ・中央植物園については、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく利用料金制度を採用します。
- ・中央植物園の利用料金の額について提案してください。
- ・利用料金は、富山県植物公園条例第 8 条及び第 9 条の規定により、同条例の別表で定める金額の範囲内において指定管理者が知事の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。
- ・令和 9 年度から令和 11 年度までの年間利用料金収入見込額は、19,246 千円／年とします。
- ・なお、料金体系、減免基準等については、富山県植物公園条例のとおりです。

(7) 指定管理者と県とのリスク（役割）分担

- ・リスク（役割）分担については、下記のとおりとし、協定により定めます。

項 目	指定管理者	県
施設の包括的管理責任		○
施設の通常の維持管理・運営	○	
施設内の設備・備品の維持管理	○	
施設の小規模な修繕（1 件 100 万円未満）	○	
施設の大規模な修繕（1 件 100 万円以上）（※ 1）		○

施設に係る各種保険への加入（※２）	△	△
物価変動に伴う経費の増加（※３）	△	△
不可抗力に伴う経費の増加や事業履行不能等（※４）	△	△
利用者の減少に伴う収入の減少（前記項目に該当する場合を除く）	○	
施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
施設の設置瑕疵に伴う損害賠償（※５）		○
災害時対応（連絡体制確保、応急措置、報告等）	○	○(指示等)

- （※１） １件 100 万円以上の修繕であっても、安全管理上緊急を要するものなど（災害時の復旧等）については、県と指定管理者が協議の上、指定管理者において実施する場合があります。この場合、修繕に要する経費は、県で別途負担します。
- （※２） 施設の火災保険は県で加入します。指定管理者において加入する必要があるものについては、別添「中央植物園の維持管理等業務の内容及びその仕様」のとおりです。
- （※３） 人件費・物価等の一般的な変動による経費の増加については、スライド制度の範囲内で県と指定管理者が適切に負担を分担します。なお、施設運営に重大な影響を与えるような物価変動があった場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。
- （※４） 天災、人災等の大規模災害その他県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものが発生した場合は、指定管理者及び県で協議して決定するものとします。
- （※５） 指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険での対応を優先します。

（８） 管理の業務の実施に伴って生ずる権利の帰属について

- ・ 管理の業務により得られた成果品の著作権（著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 27 条及び 28 条の権利を含む。）は、県に帰属することとします。
- ・ 管理の業務の実施に関連して発明をしたことにより取得した特許を受ける権利については県に移転するものとし、指定管理者に対しては、県職員が職務発明をした場合において県が県職員に対して与える権利と同等の権利を与えることとします。なお、指定管理者において、あらかじめ、被用者の職務発明に関する規程等を備えておく必要があります。

（９） 定期報告書(月報)の提出

指定管理者は、毎月終了後、定期報告書(様式第 1 号)を提出する必要があります。

- ① 報告書の記載内容及び添付書類
- ・ 中央植物園入園者数集計表(様式第 6 号)及び研修室等専用利用実績
 - ・ 行催事の実績

- ・支出状況及び修繕の執行状況
- ・利用者等からの苦情及びその対応状況
- ・施設の安全管理のために実施した取組み

② 提出期限 翌月 10 日まで(その日が県の休日に該当する場合、その翌日まで)

③ 提出方法等 農林水産部森林政策課へ 1 部提出

※この他、指定管理者は、指定管理施設における省エネルギー等の環境配慮の取組みに努めるとともに、エネルギー使用量等を県へ定期的に報告する必要があります。

(10) 事業報告書（事業年度報告書）の提出

指定管理者は、手続条例第 9 条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書(様式第 2 号)を提出する必要があります。

① 報告書の記載内容及び添付書類

- ・管理の業務の実施状況
- ・入園者数及び利用料金・専用利用収入の実績
- ・管理の業務に係る経費の状況
- ・事業評価の実施に関する事項
- ・県民サービスの向上の実施状況
- ・その他事業の実施結果を示す資料

② 提出期限 毎年度終了後及び指定管理期間満了後、1 か月以内

③ 提出方法等 農林水産部森林政策課へ 2 部提出

(11) 事業評価

- ・指定管理者による公の施設の管理運営により、住民サービスの向上が図られているかを検証するため、利用者アンケートやモニタリング等による事業評価を実施していただきます。
- ・各指定管理者において実施する事業評価の取組みについて提案を求めます。
- ・事業評価の実施結果については、事業報告書に記載していただきます。

(12) 現在の指定管理者の職員の雇用の提案について

- ・指定管理者に選定された場合において、現在の指定管理者の職員の雇用について提案を求めます。

(雇用の提案を求める職員)

(単位：人)

配 置	博士号取得者	修士課程修了者	栽培専門家	その他の職種	計
企画情報課	2	2			4
展示園課	1	1	2		4
温室課		3	2	1	6
総務課				2 (経理・窓口)	2
計	3	6	4	3	16

注) 1 博士号取得者はそれぞれ理学博士、環境科学博士等を取得しており、修士課程修了者は、理学、農学又は教育学の修士課程を修了しており、植物分

類学及び生態学等の専門家で、内7名は学芸員資格を取得しています。

- 2 栽培専門家は、造園又は花卉栽培の専門家で、内1名は実務経験が20年以上の熟練者です。
- 3 修士課程修了者は調査研究・栽培管理・教育普及業務を、栽培専門家は栽培管理・教育普及業務をそれぞれ担当します。

(13) 県からの派遣職員について

- ・公益的法人等への一般職員の地方公務員の派遣等に関する法律上、県から職員を派遣することが可能である団体が職員派遣を希望する場合であって、県として職員の派遣が必要であると認められるときは県から職員を派遣します。(県からの職員派遣を希望せず、独自に人材を確保されても構いません。)

(14) 県による調査・指示等

- ・県は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づいて、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をする場合があります。

(15) 県による指定管理者に対する評価

- ・県は、指定管理者からの定期報告、実地調査、利用者アンケート調査等によるモニタリング・評価を行い、県のホームページに掲載します。

《評価項目》 ※ 評価項目は変更する場合があります

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 利用者数・収入の増減に対する評価② サービス向上に向けた取組み③ 利用促進に向けた取組み④ 利用者のニーズ把握や苦情処理への取組み⑤ 個人情報保護の取組み⑥ 関係団体との連携⑦ 施設・設備の維持管理⑧ 危機管理・安全管理などの取組み⑨ その他必要と認められる事項 |
|---|

(16) 監査委員及び包括外部監査人による監査

- ・地方自治法第199条第7項の規定に基づいて、県又は監査委員が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について、監査する場合があります。
- ・富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成11年富山県条例第2号）第2条第5号の規定に基づいて包括外部監査人が必要があると認めるときは、指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。
- ・また、富山県外部監査契約に基づく監査に関する条例第3条第3項の規定に基づいて、監査委員が必要があると認めるとき又は知事の要求があるときは、個

別外部監査契約に基づく監査により指定管理者による公の施設の管理に係る出納関連の事務について監査する場合があります。

(17) 施設管理の継続が適当でない場合における措置

- ・上記(14)の県による指示に従わない場合、指定管理者が指示された当該期間内に改善することが出来なかった場合又は当該指定管理者による施設管理の継続が適当でないと認められる場合は、県は地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

(18) 自主事業の実施について

指定管理者は、県が経費を負担し、県が発注する業務以外に、自らの経費で自主事業を実施することができます。ただし、事業の実施にあたっては、県に事業計画書を提出(申請)し、承認を得る必要があります。

なお、自主事業は次の点を満たす必要があります。

- ・自主事業の内容が公の施設の設置目的に反しないものであること。
- ・事業の実施にあたって、他の利用者の利用の支障とならないこと。
- ・収支計画書上、県が支出する委託料を自主事業に要する経費に充当することはできないこと。
- ・参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること。
- ・自主事業を行う場合においても、施設の利用料金は利用料収入として計上し、それ以外の収入は自主事業収入として指定管理者の収入とすること。

3 応募・選定手続き

(1) 募集

① 募集要項の配布期間

令和 8 年 8 月 19 日(水)から同年 9 月 2 日(水)まで

② 配布場所

富山県農林水産部森林政策課みどり企画係

〒930-0004 富山市桜橋通り 5-13 富山興銀ビル 4 階

TEL : 076-444-3384 FAX : 076-444-4428

なお、下記森林政策課ホームページから募集要項等をダウンロードできます。

HP アドレス : <https://www.pref.toyama.jp/1603/kensei/kenseiune/kensei/soshiki/16/1603.html>

(2) 申請方法

本件申請を行おうとする法人等は、必ず現地説明会に参加してください。現地説明会に参加していない法人等からの申請の受付は行いません。なお、共同体の場合は、構成員のいずれかが説明会に参加していれば申請は可能です。

① 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

ア 申請書 (様式第 3 号)

イ 事業計画書 (様式第 4 号)

ウ 納税証明書 (富山県税条例施行規則第 29 条に規定する第 43 号様式)
※法人にあっては法人の、法人格を有していない団体等についてはその代表者について、提出してください。

エ 誓約書 (様式第 5 号)

オ 法人等の概要

カ 法人等の役員名簿 (役職、氏名、住所、生年月日がわかるもの)、組織図

キ 定款、寄付行為その他これらに準ずるもの

ク 法人の登記事項証明書

ケ 申請書を提出する日の属する事業年度の直前 2 事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書 (申請日が前事業年度の終了の日の翌日から 3 か月を経過する日前であって、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前 2 事業年度のこれらの書類)

コ ケの書類を作成していない場合は、法人等の事業及び財務の状況を明らかにした書類

サ 申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類

シ 共同体で申請する場合は、上記の他、次の資料を提出してください。また、上記オ〜サについては、全ての構成員について提出してください。

- ・ 共同体の構成員及び代表者がわかる書類
- ・ 共同体の協定書
- ・ 共同体の役割分担及び業務実施体制が明らかとなる書類
- ・ 共同体の構成員の責任分担が明らかとなる書類

ス 植物園又はこれに類する施設の管理業務実績がある場合にはその内容がわかる書類 (過去 3 か年程度の主なもの—受託業務名、業務内容、業務期間、受託額、発注者を記載してください。)

※ 共同体の場合は、代表者ではない構成員の実績でも可

② 提出部数 8 部

③ 申請先及び申請方法

- ・ 次の申請書の提出先に持参いただくか、郵便書留により申請してください。
- ・ なお、電子メール、FAX での申請は認めません。

(申請書提出先) 富山県農林水産部森林政策課みどり企画係

〒930-0004 富山市桜橋通り 5-13 富山興銀ビル 4 階

TEL : 076-444-3384

④ 申請書提出期間

- ・ 令和 8 年 9 月 29 日 (火) 8 時 30 分から同年 10 月 15 日 (木) 17 時 15 分まで
- ・ 郵送の場合は、郵便書留により提出期限日の 15 時までに必着

⑤ 申請書類に係る著作権

(指定管理候補者選定までの著作権)

申請書類に著作権の対象となるものがある場合の著作権は申請者に帰属します。ただし、富山県は指定管理候補者の選定に必要な場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

(指定管理候補者の選定後の著作権)

指定管理候補者に選定された申請者の申請書類に著作権がある場合の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む)は、指定管理候補者に選定されたときから富山県に帰属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

⑥ その他留意事項

- ・同一の公の施設に複数の申請をすることはできません。
- ・申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出、差替えを認めません。
- ・申請にかかる経費は全て申請者の負担とします。
- ・申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類は富山県情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

(共同体による申請に関する事項)

- ・複数の法人等で構成する共同体も申請（以下「共同体による申請」という。）を行うことができます。
- ・共同体の構成員は同一の公の施設の指定管理者の募集に申請する他の共同体の構成員となること又は単独で同一の公の施設の指定管理者の募集に申請を行うことはできません。

(3) 質疑応答

① 質問・回答方法

- ・質問は、次の質問受付期間内に F A X 又は電子メールにより、質問書（様式第 7 号）を提出してください。
- ・質問事項の他に申請法人等の名称(共同体で申請する場合は代表者名)、所在地、電話番号、F A X 番号及び担当者の所属、氏名を記載してください。
- ・回答期日に募集要項を配布した方の全てに対して、提出された質問及び質問への回答を F A X 又は電子メールで連絡します。

(質問書提出先)

富山県農林水産部森林政策課みどり企画係

FAX : 076-444-4428

Email : ashinrinseisaku@pref.toyama.lg.jp

② 質問受付期間

- ・令和 8 年 9 月 7 日(月) 8 時 30 分から同年 9 月 11 日(金) 17 時 15 分まで

③ 質問への回答日

- ・令和 8 年 9 月 17 日(木)

(4) 現地説明会の開催

本件申請を行おうとする法人等は、必ず現地説明会に参加してください。参加していない場合は申請を受け付けません。なお、現行の指定管理者以外の法人等から、現地説明会の参加申し込みが無い場合には、現地説明会は開催しません。

- ① 日 時 令和8年9月3日(木)13時30分から17時(予定)まで
- ② 場 所 富山県中央植物園2F研修室(富山市婦中町上轡田42)
- ③ 参加方法
- ・現地説明会へ参加される場合は事前に現地説明会参加申込書(様式第8号)によりご連絡願います。なお、1法人等につき参加者は3名までとします。
 - ・現地説明会参加申込書には、申請法人等の名称(共同体で申請する場合は代表者名)、所在地、電話番号、FAX番号及び参加者の所属、氏名を記載してください。

(参加申込書提出先) 富山県農林水産部森林政策課みどり企画係

〒930-0004 富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル4階

TEL: 076-444-3384 FAX: 076-444-4428

(5) 審査方法及び審査基準

① 審査方法

- ・指定管理者の選定に係る審査については、「富山県中央植物園指定管理者選定委員会」において行います。
- ・審査はプロポーザル方式とし、事業計画書の記載内容(企画提案)についてのプレゼンテーションにより行います。
- ・ただし、応募者が多数であった場合には、書類による一次審査を行ったうえで、プレゼンテーションによる選考(二次審査)を行う場合があります。
- ・二次審査の結果、その得点が最も高かった者を指定管理候補予定者として選定することとします。なお、最も得点が高かった者を指定管理候補者として選定することができなくなった場合は、二次審査における次点以下の者を指定管理候補予定者として協議を進めることとします。

② 審査基準

- ・審査は次の審査基準により行うこととします。

審査基準	審査の視点	配点ウエイト(%)
1 県民の平等な利用の確保 (手続条例第4条第1号)	【県民の平等な利用の確保】 a 県民の平等な利用が確保される内容になっているか	平等利用が確保されない場合は選定しません
2 公の施設の効用の最大限の発揮 (手続条例第4条第2号)	【施設設置目的の達成】 a 管理運営方針が明確になっており、事業計画の内容が、施設の設置目的の的確な理解に基づいた具体的なものとなっているか b 施設の保守点検等の維持管理業務が確実に行われる計画となっているか c 安全管理対策が構築されているか d 個人情報の確実な保護対策がとられているか	50%

	【サービスの向上】 e 利用者ニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現できる内容となっているか ※1 f DXによるサービスの向上が工夫されているか g 指定管理者が行う事業評価の方策が、利用者の評価・満足度を十分把握できる内容になっているか 【利用の増加】 h 利用者増を図るため、創意工夫に満ち、魅力的で質の高い、かつ実現可能な企画が提案されているか i 地元市町村や関係団体との連携や広報計画など、施設の利用促進に向けて具体的な方策を有しているか	
3 施設の効率的な管理 (手続条例第4条第2号)	【施設に係る経費節減策】 a 経費節減のための具体的かつ実現可能な提案を前提とした提示額となっているか <算式> (申請者の得点=最低提示額/申請者の提示額×配点) ※最低提示額は、実現可能性のある提案のうち最低のものを用います ※申請者の得点の端数処理は、計算の最後に小数点第2位を四捨五入する <例>最低提示額 80 ÷ 申請者提示額 90 × 配点 20 =17.7777… ⇒17.8	実現可能性のない提示額の場合は選定しません 20%
4 公の施設の管理を適正かつ確実に行うための財産的基礎及び人的構成 (手続条例第4条第3号)	【申請者の財政的基礎及び信用力】 a 指定管理業務を安定確実に行うだけの最低限の経営基盤を有しているか ※2 b 指定期間内の安定的な事業継続が可能な資金計画となっているか 【申請者の人的構成】 c 施設の機能を十分に発揮した管理運営を実施できる組織体制、職員数、職員構成（資格、経験など）となっているか d 防災・防犯及び災害・事故等緊急時の体制が確保されているか ※3 e 職員の指導育成、研修体制は十分か	30%
合 計		100%

※1 主たる事務所が県外にある民間企業等の評価にあたっては、次の点を考慮して評価する

・指定管理施設の所在する地域における日常的な活動を通じて、地域のニーズを十分に把握しているか

・指定管理施設の所在する地域の経済団体や公益団体に参画している場合には、そのネットワークを活用した利用促進等が期待できるか

※2 指定管理業務を安定確実に行う経営基盤が最低限あると認められれば、資本金の多寡、全国展開の有無等に関わらず同等の評価とする

※3 主たる事務所が県内にある民間企業等と県外にある民間企業等が競合する場合、指定管理施設内の体制のみでなく、例えば、緊急時において主たる事務所からの迅速な応援が期待できるかなども

含めて評価する

③ 審査結果

- ・審査結果については、一次審査、二次審査がそれぞれ終了した時点において、全ての審査対象者に通知します。
- ・なお、二次審査の結果概要について、県のホームページ等で次のとおり公表することとします。

〈ホームページに記載する項目：二次審査の審査結果表〉

審査項目 申請者	1 県民の平等な 利用の確保	2 施設の効用の 最大限の発揮	3 施設の効率的な 管理	4 公の施設の管理を 適正かつ確実に 行うための財産的基 礎及び人的構成	合計
(株)〇〇社					
(有)△△社					
(財)□□社					
指定管理候補予定者：〇〇〇〇 (選定理由)					

- ・審査結果表には、申請者名及びその得点、指定管理候補予定者の選定理由を記載することとします。

C 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

- ・選定した指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づいて県議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

(2) 協定の締結

- ・指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、県と指定管理者との協定を締結することとします。
- ・協定書の主な取決め事項については、次のとおりとします。
 - ① 指定管理者が行う管理の業務の内容
 - ② 指定管理者が行う管理の基準
 - ③ 権利義務の譲渡、一括再委託の禁止
 - ④ 県が支払う指定管理料の支払い方法等に関する事項
 - ⑤ 利用料金に関する事項
 - ⑥ 事業報告等に関する事項
 - ⑦ 県と指定管理者の責任分担に関する事項
 - ⑧ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - ⑨ 指定期間満了時等における原状回復義務
 - ⑩ 指定管理者の損害賠償義務
 - ⑪ 管理の業務に係る個人情報の保護に関する事項
 - ⑫ 管理の業務に関する情報公開に関する事項
 - ⑬ 指定管理者の名称等の変更の届出

⑭ その他、必要と認める事項

D その他

(1) スケジュール

8月19日	募集要項等の公表
8月19日～ 9月2日	募集要項の配布
9月3日	現地説明会の開催
9月7日～ 9月11日	質問の受付
9月17日	質問の回答
9月29日～10月15日	申請書受付期間
10月下旬	(一次選考結果発表)
11月上旬	二次選考
11月上旬	指定管理候補予定者の選定(二次選考結果発表)
11月上旬～	指定管理候補予定者との協議
11月議会	指定管理者の指定に関する議決 指定管理者の指定 指定管理者と協定の締結
令和9年4月1日	指定管理者による公の施設の管理開始

(2) その他留意事項

- ① 指定期間終了後、若しくは指定取消しにより、次期指定管理者に業務を引継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等について提供していただきます。
- ② 指定管理者の指定に係る申請及び公の施設の管理運営にあたっては、関係法令及び関係条例等を遵守してください。

(3) 配布資料

- ① 当募集要項
- ② 中央植物園平面図
- ③ 施設等一覧
 - ・ 敷地面積調書
 - ・ 建築物一覧
 - ・ 主要施設一覧
 - ・ 植物一覧
 - ・ 設備一覧
 - ・ 備品一覧
 - ・ 美術品一覧
- ④ 中央植物園の維持管理等業務の内容及びその仕様
- ⑤ 個別業務仕様書
 - ・ 施設清掃業務仕様書
 - ・ 防犯警備業務仕様書
 - ・ 中央監視システム警報監視業務仕様書

- ・ 空調等設備運転管理及び定期保守点検業務仕様書
- ・ エレベーター設備保守点検業務仕様書
- ・ 中央監視システム及び温室環境制御機器保守管理業務仕様書
- ・ 消防設備保守点検業務仕様書
- ・ 自家用電気工作物の保安管理業務仕様書
- ・ 構内交換電話設備一覧
- ・ 無線 LAN 設備一覧

⑥ 参考資料

- ・ 富山県植物公園について（中間報告）
- ・ 富山県中央植物園友の会設立趣意書
- ・ 富山県中央植物園友の会会則

⑦ その他

- ・ 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領

問い合わせ先

富山県農林水産部森林政策課みどり企画係
（事務担当：田中、岩井）

TEL：076-444-3384

FAX：076-444-4428

富山県中央植物園 全体図



中央植物園敷地面積調書

項 目	面積 (㎡)	内 容
全体面積	244,919	
(内訳)		
展示温室敷	14,600	サンライトホール、熱帯雨林植物室、ラン温室、高山・絶滅危惧植物室、熱帯果樹室、雲南温室
屋外展示園敷	163,200	世界の植物ゾーン (49,400) 日本の植物ゾーン (92,900) 花のプロムナード (17,700) 外周植栽地 (3,200)
入口広場敷	5,000	
駐車場敷	15,000	第1駐車場 (11,600㎡ 380台) 第2駐車場 (3,400㎡ 150台)
池敷	30,000	北池 (14,000㎡) 中池 (3,000㎡) 南池 (13,000㎡)
管理研修棟敷	6,900	職員駐車場含む
作業棟敷	3,219	資材庫含む
圃場敷	7,000	栽培温室含む

中央植物園植物一覧

(R 8. 3. 31)

区画	ゾーン	代表的な植物、品種区分	現況	
			種類数	個体数
展示温室	熱帯雨林温室	ヒスイカズラ、キョチク、リュウキュウイトバショウ、タビビトノキ	376	1,500
	雲南温室	トウツバキ、ギンコウボク、オオバイチジク	120	240
	熱帯果樹室	パイナップル、バナナ、パパイア、バオブブ、ゴレンシ	138	1,300
	ラン温室	カトレア、バンダ等ラン類、ティランジア等	85	2,230
	高山・絶滅危惧植物室	ハイマツ、プリムラ類 エッチュウミセバヤ トウカイコモウセンゴケ	151	967
野外展示園	世界のゾーン	ボタン類	1,823	29,000
		シャクヤク類		
		クレマチス類		
	日本のゾーン	サクラ類	739	33,800
		ウメ類		
管理区域	栽培温室		4,783	33,000
計			6,600	102,037

※種類数は展示区画と管理区域で同種類があるため、各区画の合計とは一致しない。

中央植物園建築物一覧

区 分	施設名称	建設年度	延面積 (㎡)
管理施設	管理研修棟	S51	1,949.00
	サウナホール・エネルギー棟	H6	1,614.08
	ドリアスホール	H14	154.53
	キャノピー	H5, 6, 7	557.86
	作業エネルギー棟	H 4	303.24
	キュービクル上屋	H 4	42.00
	ブローアークヤポンプ室	H 4	48.01
	井水受水槽上屋	H 4	28.09
	東ゲート	H 7	26.50
	入口ゲート	H7	82.50
	ペレットボイラー室	H26	153.00
	小 計		4,958.81
展示温室	熱帯雨林植物室・ラン温室	H 6	1,308.59
	熱帯果樹室	H 7	645.30
	高山・絶滅危惧植物室	H 7	348.80
	雲南温室 (温)	H 1 1	313.42
	雲南温室 (温冷)	H 1 1	222.63
	小 計		2,838.74
栽培温室	熱帯温室	H 4	302.40
	温帯温室	H 4	113.40
	冷室	H 5	151.20
	暖温帯温室	H 5	302.40
	雲南温室	H 5	207.90
	小 計		1,077.30
屋外便益施設	プロムナード 西側便所	H 4	70.68
	プロムナード 東側便所	H 4	51.84
	一般駐車場便所	H 5	52.56
	南側休憩所	H 5	106.00
	東側休憩所	H 5	51.84
	南四阿	H 5	7.45
	北四阿	S54	44.40
	小 計		384.77
その他	ガレージ (四連)	H 4	69.76
	ガレージ (二連)	H 4	36.62
	資材庫 (東)	H 4	38.88
	資材庫 (西)	H10	98.00
	大型車庫	H 7	131.22
	小型車庫	H 7	61.60
	小 計		436.08
合 計			9,695.70

中央植物園主要施設一覧

施設名		規格・構造	数量	単位	場所	備考
園路	主園路	W=6.0m	1,610	m	屋外展示園	
園路	主園路・副園路	W=4.0m	753	m		
園路	副園路	W=3.0m	2,953	m		
園路	細園路	W=1.8m	272	m		
駐車場	第1駐車場		10,157	m ²	正面入口	
駐車場	第2駐車場		3,860	m ²	東ゲート	
水飲み			4	基	屋外展示園	
サイン	案内標識（区画解説）		22	基	屋外展示園	
サイン	案内標識（ゾーン解説）		3	基	屋外展示園	
サイン	案内標識（全体図）		2	基	屋外展示園	
サイン	案内標識		1	基	展示温室	熱帯雨林
サイン	案内標識		1	基	展示温室	熱帯果樹
サイン	案内標識		1	基	展示温室	ラン
サイン	案内標識		1	基	展示温室	高山・絶滅危惧植物
サイン	案内標識		1	基	展示温室	雲南
サイン	案内標識		1	基	サンライト	
サイン	案内標識		1	基	入園入口	
サイン	案内標識		1	基	管理棟	
サイン	解説板	立山連峰	1	基	屋外展示園	
サイン	解説板	Aboc白黒	9	基	屋外展示園	
サイン	解説板	Abocカラー	3	基	屋外展示園	
サイン	解説板		25	基		
サイン	安全標識		25	基	屋外展示園	注意看板を含む
サイン	掲示板		1	基	駐車場	ガラスケース
サイン	掲示板		1	基	サンライト	
サイン	掲示板		1	基	入園入口	
サイン	掲示板		1	基	管理棟	
サイン	誘導標識		26	基	屋外展示園	
サイン	開園時間など		25	基	駐車場	
サイン	イベント案内		3	基	屋外展示園	
展示ボックス			17	基	屋外展示園	
展示ボックス			1	基	展示温室	熱帯雨林
展示ボックス			1	基		ラン
展示ボックス			1	基		雲南

施設名		規格・構造	数量	単位	場所	備考
コインロッカー			2	基	入園口	
コインロッカー			2	基	サンライトホール	
コインロッカー			2	基	管理研修棟	
写真撮影用定点台			5	基	屋外展示園	
外灯	スリッパ付		11	基	屋外展示園	駐車場を含む
外灯	スリッパ無		20	基	屋外展示園	駐車場を含む
外灯	スリッパ付		0	基	園外	
外灯	スリッパ無		10	基	園外（外周）	
照明	ライトアップ用		21	基	サクラ並木	
照明	アプローチ用		9	基	屋外展示園	
外周柵			2,477	m	外周	
門扉			16	基	屋外展示園	
車止め			2	カ所	第1駐車場	
車止め			2	カ所	第2駐車場	
ベンチ	背有り		19	基	屋外展示園	
ベンチ	背無し		49	基	屋外展示園	
ベンチ	卓・ベンチ		7	基	屋外展示園	
ベンチ	丸太ベンチ		26	基	屋外展示園	
休憩テント			4	基	屋外展示園	
雪囲い用資材庫			9	棟	屋外展示園	
その他	藤棚		4	基	屋外展示園	
	橋		13	橋	屋外展示園	
	救助用浮輪		8	基	屋外展示園	

中央植物園設備一覧

区 分	設 備 名 称	数量	規 格 ・ 容 量 等	配置場所	備 考		
上水	ミスト	ミストタンク	1 SUS製 600 ^{リットル}	エネルギー棟機械室	展示温室		
		ミストポンプ	1 径32 80 ^{リットル} ／分	エネルギー棟機械室			
		膨張タンク	1 7.5 ^{リットル} ／基（密閉式）	エネルギー棟機械室			
		ミストタンク	1 SUS製 1,000 ^{リットル}	作業エネルギー棟	栽培温室		
		ミストポンプ	2 径32 80 ^{リットル} ／分	作業エネルギー棟			
		膨張タンク	1 7.5 ^{リットル} ／基（密閉式）	作業エネルギー棟			
中水	地下水	取水ポンプ	1		東ポンプ室		
		雑用水ポンプ	2		東ポンプ室		
		雑用水圧力タンク	1 120 ^{リットル}		東ポンプ室		
		散水ポンプ	2		東ポンプ室		
		散水圧力タンク	1 2300 ^{リットル}		東ポンプ室		
		中和設備	1 雑用水の一部に適用		東ポンプ室		
		消雪用ポンプ	1		正面入り口門扉		
		用水	渓流水送水ポンプ	2		用水貯水ポンプ	
	散水設備	スプリンクラー				芝生広場等	
		散水栓				屋外園	
		消雪設備	無散水消雪			エントランス広場	
	消雪設備	散水消雪				一般駐車場	
		散水消雪				職員駐車場	
		降雪センサー	2			一般・職員駐車場	
下水	公共下水道						
貯油	灯油	地下タンク	3 30,000 ^{リットル} ／基		職員駐車場		
		サービスタンク	1 950 ^{リットル}		エネルギー棟機械室		
		サービスタンク	1 950 ^{リットル}		ギアポンプ室		
		サービスタンク	1 300 ^{リットル}		作業エネルギー棟		
		サービスタンク	1 100 ^{リットル}		管理研修棟		
		オイルギアポンプ	8 径20 35 ^{リットル} ／分		ギアポンプ室		
		返油ギアポンプ	1 径20 35 ^{リットル} ／分		ギアポンプ室		
		返油ギアポンプ	2 径20 35 ^{リットル} ／分		エネルギー棟機械室		
		返油ギアポンプ	1 径20 35 ^{リットル} ／分		管理研修棟		
		返油ギアポンプ	1 径20 35 ^{リットル} ／分		作業エネルギー棟		
		オイルタンク	1 200 ^{リットル}		ペレットボイラー室		
	A重油	オイルタンク	1 490 ^{リットル}		発電機室		

区 分	設 備 名 称	数量	規 格 ・ 容 量 等	配置場所	備 考
空調	ボイラー等	温水ボイラー	3 真空無圧式 毎体出力800,000kcal/h	エネルギー棟機械室	
		膨張タンク	4 400 ^{リットル} /基 (密閉式)	エネルギー棟機械室	
		冷却塔	1 開放式80RT(サンライトホール)	クーリングタワー	
		冷却塔	1 密閉式50RT(ラン温室)	クーリングタワー	
		冷却塔	1 密閉式40RT(高山・絶滅危惧植物室)	クーリングタワー	
		冷却塔	1 密閉式5RT(高山・絶滅危惧植物室)	クーリングタワー	チラー用
	温水ポンプ	温水ポンプ	6 径65 670 ^{リットル} /分(ボイラー)	エネルギー棟機械室	
		温水ポンプ	2 径65 585 ^{リットル} /分(花木ラン)	エネルギー棟機械室	
		温水ポンプ	2 径32 25 ^{リットル} /分(高山・絶滅危惧植物室)	エネルギー棟機械室	
		温水ポンプ	2 径65 460 ^{リットル} /分(熱帯果樹室)	エネルギー棟機械室	
		温水ポンプ	1 径65 440 ^{リットル} /分(サンライトホール)	エネルギー棟機械室	
		温水ポンプ	2 径65 450 ^{リットル} /分(雲南温室)	エネルギー棟機械室	
		冷水ポンプ	1 径80 730 ^{リットル} /分(サンライトホール)	エネルギー棟機械室	
		冷水ポンプ	2 径65 550 ^{リットル} /分(ラン温室)	エネルギー棟機械室	
		冷水ポンプ	2 径65 400 ^{リットル} /分(高山・絶滅危惧植物室)	エネルギー棟機械室	

		温水ポンプ	2	径32 50 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$ (高山・絶滅危惧植物室)	エネルギー棟機械室	高山屋根融雪用
		冷水ポンプ	2	径25 44 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$	高山・絶滅危惧植物室	チラー用
		水冷パッケージ	2	冷能64,000kcal/h	ラン温室	
		水冷パッケージ	1	冷能100,000kcal/h	高山・絶滅危惧植物室	
		水冷チラー	1	冷能13,200kcal/h	高山・絶滅危惧植物室	
		冷床用冷水槽	1	S U S 製 800 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$	高山・絶滅危惧植物室	
		水冷パッケージ	3	冷能56,000kcal/h 暖能53,000kcal/h	サンライトホール	
		冷温水発生機	1	冷能60RT 暖能217,000kcal/h	管理研修棟	
		膨張タンク	1	116 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$ ／基 (密閉式)	管理研修棟	
		冷却塔	1	開放式60RT(管理研修棟)	管理研修棟屋上	
		冷温水循環ポンプ	1	径65 550 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$	管理研修棟	
		冷却水用ポンプ	1	径80 920 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$	管理研修棟	
		天井ファンコイル	4	FCU-4(カセット型)	管理研修棟	
		天井ファンコイル	19	FCU-6(カセット型)	管理研修棟	
		天井ファンコイル	25	FCU-8(カセット型)	管理研修棟	
		床置きファンコイル	1	FCU-4	管理研修棟	
		床置きファンコイル	3	FCU-6	管理研修棟	
		温水ボイラー	2	真空無圧式 缶体出力186Kw	作業エネルギー棟	
		膨張タンク	1	75.7 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$ ／基 (密閉式)	作業エネルギー棟	温水用
		膨張タンク	1	16.6 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$ ／基 (密閉式)	作業エネルギー棟	給湯用
		温水循環ポンプ	2	径65 460 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$ (栽培温室)	作業エネルギー棟	
		給湯ポンプ	1		作業エネルギー棟	
		温水ボイラー	1	無圧缶水式 缶体出力1,000,000kcal/h	ペレットボイラー室	
		膨張タンク	1	180 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$ ／基 (密閉式)	ペレットボイラー室	
		温水ポンプ	2	径80 830 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$ (ボイラー)	ペレットボイラー室	
		ペレットサイロ	1	木質ペレット容量 30m ³	ペレットボイラー室	
	ブースターポンプ	ブースターポンプ	2	径32 96 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$	栽培(熱帯AB)	
		ブースターポンプ	2	径32 96 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$	栽培(温冷室)	
		ブースターポンプ	2	径32 96 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$	栽培(雲南)	
		ブースターポンプ	3	径25 54 $\frac{\text{リットル}}{\text{分}}$	栽培(交配開花)	
	単独パッケージ	空冷ヒートパッケージ	1	冷能10.0Kw 暖能11.2Kw	ホール監視室	
		空冷ヒートパッケージ	1	冷能5.0Kw 暖能5.6Kw	ホール休憩室	
		空冷パッケージ	3	冷能56,000kcal/h	雲南温室	
		空冷ヒートパッケージ	1	冷能20.0Kw 暖能22.4Kw	ホール喫茶室	
		空冷ヒートパッケージ	1	冷能7.1Kw 暖能8.0Kw	喫茶室厨房	
		空冷ヒートポンプエアコン	2	冷能14.0Kw 暖能16.0Kw	トリアスホール	
		空冷ヒートパッケージ	1	冷能12.5Kw 暖能14.0Kw	研修棟標本室	
		空冷ヒートパッケージ	1	冷能10,000kcal/h 暖能10,600kcal/h	研修棟図書室	
		空冷ヒートパッケージ	1	冷能10.0Kw 暖能11.2Kw	研修棟図書室	
		空冷ヒートパッケージ	1	冷能10,000kcal/h 暖能12,000kcal/h	作業棟事務室	
		空冷ヒートパッケージ	1	冷能11,200kcal/h 暖能16,000kcal/h	作業棟休憩室	
		空冷パッケージ	2	冷能54,000kcal/h 圧縮機7.5Kw×2	栽培冷室	
		空冷パッケージ	1	冷能42,000kcal/h 圧縮機5.5Kw×2	栽培開花調整室	
		空冷ヒートパッケージ	1	冷能12.5Kw 暖能14.0Kw	研修棟培養室	
		ルームエアコン	1	冷能2.5Kw 暖能3.6Kw	東ゲート受付	

区 分	設 備 名 称	数 量	規 格 ・ 容 量 等	配置場所	備 考
電気	高圧受電 区分開閉器	1		引込柱	
	第1電気室			作業エネルギー棟西	
	第2電気室			エネルギー棟電気室	
	配電盤	6		管理研修棟	
	配電盤	6		サンライトホール	
	配電盤	1		トリアスホール	
	配電盤	4		展示温室	
	配電盤	7		栽培温室	

		配電盤	2		作業エネルギー棟	
		配電盤	1		ギアポンプ室	
		配電盤	3		園内トイレ	
		配電盤	1		東休憩所	
		配電盤	1		東ポンプ室	
		配電盤	1		用水取水槽	
		配電盤	1		ペレットボイラー室	
	自家発電設備	発電機	1		エネルギー棟発電機室	
		減圧水槽	1		エネルギー棟発電機室	
エレベーター	管理研修棟乗用エレベーター		1	HWPF-9-C045-2T	管理研修棟	
	熱帯果樹温室乗用エレベーター		1	HWPF-11-C045-2T	熱帯果樹室	
防犯システム	総合ガードシステム					
	警報装置機器	受信装置	1		管理研修棟	
		受信装置	1		サンライトホール	
		警報装置	26		管理研修棟	
		警報装置	19		サンライトホール	
		警報装置	3		ドリラスホール	
構内電話設備	交換機	電話交換機	1	多機能内線32回路 一般内線24回路 ドアホン1回路	管理研修棟	
	電話機	多機能電話機	25			
		一般内線電話機	20			
		ドアホン	1		管理研修棟	

区 分	設 備 名 称	数 量	規 格 ・ 容 量 等	配置場所	備 考
消防設備	火災報知設備	複合盤	1		
		受信機	1		
		感知器	108	差動式スポット型感知器	
		感知器	60	定温式スポット型感知器	
		感知器	36	煙感知器	
		感知器	1	差動式分布型感知器（2種）	
		空気管	100	m	
		電鈴	30		
		表示灯	30		
		発信器	30		
	誘導灯設備	避難口誘導灯	1	大型	
		避難口誘導灯	29	中型	
		通路誘導灯	2	中型	
	非常放送設備	放送設備	1		管理研修棟
	消火栓設備	加圧送水装置	1		エネルギー棟機械室
		消火栓ポンプ	1	径80 800リットル／分	エネルギー棟機械室
		屋内消火栓	2		
		屋外消火栓	4		
	消火器具設備	粉末消火器	1	第3種移動式	
		粉末消火器	52	A. B. C10型	
		粉末消火器	9	A. B. C20型	
		粉末消火器	2	A. B. C50型	
監視・制御	監視装置	中央監視装置	2	監視管理システム	管理研修棟外1
		温室監視装置	2	管理システム	管理研修棟外1
	伝送制御装置	F Aコントローラー	6		管理研修棟外4
	環境制御装置	温室制御コンピューター	16		展示・栽培温室
	環境計測機器	通風型温湿度センサー	16		展示・栽培温室
		通風型温度センサー	6		展示温室

		温度センサー	14		展示温室	
		日射センサー	5		展示・栽培温室	
		風向風速計	1		屋外気象ボ ール	
		感雨センサー	1		屋外気象ボ ール	
		雨量計	1		屋外気象ボ ール	
		超音波積雪深計	1		屋外気象ボ ール	
		気象7ンブ°	1		屋外気象ボ ール	
		三方弁(暖房用)	15		展示・栽培温室	
		二方弁(灌水・ミスト用)	11		展示・栽培温室	
		温度調節器	1		展示・栽培温室	

中央植物園備品一覧					R8. 3. 31
区分	主なもの	数	左記のうち重要備品となっているもの	数	
机類、いす類、箱類・台類、事務用機器類、印章類	事務机等（４）、椅子・ベンチ等（31）、書架・実験台等（89）、パソコン・自動券売機等（７）、公印等（３）	134	自動券売機 1 台	1	
音響・証明用具類	視聴覚機器等（３）	3	視聴覚機器	1	
写真・工光学用具類	カメラ・顕微鏡等（54）	54	落射蛍光顕微鏡、走査電子顕微鏡	2	
測定・測量・標示用具類 装飾・造作用具類	プラニメーター等（３）、間仕切等（４）	7	間仕切（ローパーティション）、耐雪型ビニルハウス	2	
暖・冷房用具類	標本乾燥機等（３）	3			
衛生用具類、 医療器械器具類	噴霧器等（７）、薬品保冷库等（３）	10			
厨房具類、 電気・通信機械類、 工作機械類、木工機械類、 建設機械類、産業機械類	業務用冷蔵庫等（４）、発電機（１）、木工機（１）、トラクター・ミニショベル等（６）、高速遠心機・刈取機・耕うん機・チッパー等（８）	20	トラクター、除雪機、ミニショベル	3	
鑑定・分析・試験用具類	恒温器・遺伝子増幅装置・人工気象器等（20）	20	人工気象器（インキュベーター）	1	
車両・船舶類	乗用自動車・貨物自動車・運搬車・電気自動車等（14）	14	乗用車 3 台、貨物自動車 4 台、運搬車、電気自動車 3 台	11	
図書類、 標本・見本類	図書・標本・文献等（240）	240	ライケンバッキア（ランの図録と解説） 図書ボタニカルマガジン 植物標本マイクロフィッシュ（カンドル） 植物標本マイクロフィッシュ（ウィルデナウ） 植物標本マイクロフィッシュ（本草図譜全95冊揃） ラン科植物文献 5 冊 マイクロフィッシュ 3 組 植物画作品及び関連資料 「園芸植物図譜」原画及び関連資料	15	
国際交流記念品類	珪化木化石（２）	2			
計		507		36	

中央植物園美術品一覧

区分	分類	題名	作者名	取得年月日	設置
日本画類	普通美術品	野雉	和田正一	S63. 7. 23	専務室
日本画類	普通美術品	門（立春）	奥野嘉弘	S50. 12. 5	専務室
日本画類	普通美術品	雄山	村島酉一	S28. 3. 28	園長室
洋画類	普通美術品	チューリップB	作田外嬉雄	H6. 9. 1	閲覧室
計 4 点					